

社会福祉法人岡山市社会福祉協議会吉田奨学給付金支給規程施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、社会福祉法人岡山市社会福祉協議会吉田奨学給付金支給規程の施行について、必要な事項を定めるものとする。

(提出書類)

第2条 奨学生志願者は、次に掲げる書類を施設等を経て、会長に提出しなければならない。

- (1) 吉田奨学給付金申請書(様式1、様式1-1)
- (2) 吉田奨学給付金奨学生推薦書(様式2)
- (3) 誓約書(様式3)

(給付の可否の審査)

第3条 奨学生の可否の審査は、書類審査を経て審査会で行う。

(審査会の組織)

第4条 審査会の委員は、会長、事務局長、事務局次長及び各課長をもって組織する。

2 委員長は、会長をもって充て、会務を総理する。

3 副委員長は事務局長をもって充て、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(誓約書の提出)

第5条 奨学生の決定を受けた者は、誓約書(様式3)を会長に提出しなければならない。

(使途報告書・学業成績証明書の提出)

第6条 奨学生は、毎年、吉田奨学給付金使途報告書(様式4)及び学年末に大学等が発行する学業成績証明書を会長に提出しなければならない。

(奨学生の報告義務)

第7条 奨学生は、次の各号のいずれかに該当する場合は、直ちに会長に届出なければならない。

- (1) 死亡、又は退学したとき
- (2) 長期欠席又は休学もしくは復学したとき
- (3) 住所又は氏名の変更、その他奨学給付金申請書記載事項と異なる事項が発生したとき

附 則

この規則は、平成28年12月19日から施行する。

改正規則は、令和2年3月12日から施行する。

改正規則は、令和5年12月1日から施行する。